



関西広域連合個人情報保護条例の一部改正について

令和4年5月19日

本部事務局

1 趣旨

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、規定の整備を行う。

2 改正内容

引用する法律の名称及び条文を改める等の規定の整備を行う。

3 条例改正案

関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第32条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 今後の予定

令和4年6月25日 広域連合議会に条例案上程

関西広域連合個人情報保護条例の一部改正（案） 新旧対照表

改正後	現 行
<p>関西広域連合個人情報保護条例</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 国等 国、独立行政法人等（<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）<u>、</u>地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(情報提供等の記録の提供先への通知)</p> <p>第32条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第28号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された事項に係る者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>関西広域連合個人情報保護条例</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 国等 国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）<u>、</u>地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(情報提供等の記録の提供先への通知)</p> <p>第32条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された事項に係る者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

